

# 子ども・子育て関連 3法について

政府が平成24年通常国会に提出した「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は、衆議院における審議及び「民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合」においてとりまとめられた「社会保障・税一体改革に関する確認書」を踏まえ、「子ども・子育て支援法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する議員修正案と、新たな議員立法として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され衆議院で可決された。その後、これらの法律案は、参議院における審議を経て、平成24年8月10日に参議院で可決され成立した。

成立後の法律の概要等について、以下に掲載する。

## 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

**3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進**

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

### ◆ 主なポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）



## 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

### ○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### ○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

### ○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



## 給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
  - ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
  - ※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする
- 地域型保育給付
  - ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
  - ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応
- 児童手当

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
  - ※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→ 将来の検討課題